

保育制度に関する意見書

急激に少子化が進む中で、安心して子どもを産み、育てることができるよう、保育制度や子育て支援施策の充実が求められている。

こうした情勢の中で、政府は6月29日の少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定し、平成23年の通常国会に法案を提出し、平成25年からの実施をめざすこととしている。

新システムでは、子ども・子育て支援にかかわる体制と財源の一元化、基礎自治体の重視、幼稚園・保育所の一元化、多様な保育サービスの提供などを実現するとしているが、実際には市町村の責任が限定され、財源の確保も十分でない中で、保育水準や保育の質の低下が生じることが懸念される。

さらにこのシステムには、市町村の関与のもとで利用者と事業者が保育契約を締結する、直接契約制度の導入が盛り込まれているが、市町村の役割やサービス事業者である施設の類型が確定されておらず、施設整備も十分に進んではいない。このような現状の中で、安易に保育に市場原理を持ち込むことは、公的責任の後退と保育の地域格差を生じかねない。

よって、国におかれては、児童福祉法に基づき、保育を必要とする人が安心して保育所を利用する権利を保障するため、保育制度の拡充を行うとともに、保育環境の一層の充実を図られるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月5日

伊勢原市議会